

令和2年度事業計画

第1 事業計画の概要

本会は労働安全衛生法第87条に基づき、会員の専門技術の向上と全国事業場の安全及び衛生の水準向上を目的として、昭和58年4月(1983年)に労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(以下「労働安全衛生コンサルタント」という。)を会員とする当時の社団法人として設立された。

その後、公益法人改革により平成24年4月(2012年)から、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会として新たな出発をし、平成30年4月1日(2018年)からは新・支部設置規程の制定により全国団体として、本部・支部が一体となった活動を実施している。

一方、令和元年(2019年)の厚生労働省発表の労働災害の速報値(2020年3月9日現在)をみると、死亡災害は前年比10.2%減で、これは「第13次労働災害防止計画」(以下13次防という)の目標では、5年間で死亡災害15%減少を果たしてはいるものの、一部の業種では増加している。また、休業4日以上之死傷災害は13次防の災害件数の基準年である平成29年(2017年)と比較して4.3%の増加をし、第三次産業をはじめとして多くの業種で増加している。

13次防の目標を達成するためには、これまで以上の努力が必要となり、本会としても目標達成に向けて更なる労働災害防止施策に協力を行う。

特に、休業4日以上之死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあることから、本会及び会員は先般公表された「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に沿った活動を行う。

2020年度の当会の事業は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う集会や研修会の延

期又は中止措置等の配慮を行いつつ、次の6つの重点事項を念頭に置いた事業計画とした。

- (1) 基本的に、2018年度を初年度とする第13次防の3年目であることからこの2年間の実績を踏まえ積極的な事業展開を行う。
- (2) 13次防の重点事項でもある高年齢労働者の安全衛生確保等は「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に沿った活動を行う。
- (3) 本部・支部が一体となって広報活動に努め、事業者をはじめ広く国民に当会を知って頂く努力を行い、併せて若年層(40、50歳代)や女性のコンサルタント受験を勧奨する。
- (4) 厚生労働省、地方自治体等の委託事業等については、本部・支部がそれぞれの確に事業を行う。
- (5) 労働安全衛生マネジメントシステム(ISO、JIS日本版、新MS指針、ニューコスモス等)が揃い、これらの周知及び活用を図った対応を行う。
- (6) 法令・ガイドライン等の改正に対し迅速な情報提供と必要な研修を行う。

具体的には次の事業等を積極的に推進し、本会の目的の達成及び経営の安定化を図る。

1. 研修事業
2. 調査研究事業
3. 受託事業等
4. 本部・支部の連携事業等
5. その他の事業

第2 事業計画の内容

1. 研修事業

以下に示す研修会・講習会を予定する。13次防の中心である「働き方改革」のテーマ等を積極的に取り入れ、新たな研修についても企画検討をする。従来から実施している研修会・講習会については受講者のニーズに合わせ、より内容の充実に努める。また、

講師陣の体制強化も進める。

- (1) 労働安全研修会
- (2) 労働衛生研修会
- (3) リスクアセスメント研修会
- (4) 登録時研修会
- (5) 労働安全衛生マネジメントシステム（担当者）研修会
- (6) 労働安全衛生マネジメントシステム監査員養成研修会
- (7) 労働衛生工学基礎研修会
- (8) 労働安全コンサルタント受験準備講習会
- (9) 労働衛生コンサルタント受験準備講習会
- (10) 労働衛生コンサルタント(保健衛生)口述試験準備のための労働衛生関係法令講習会
- (11) 労働衛生コンサルタント(保健衛生)口述試験準備講習会
- (12) 労働安全コンサルタント(土木・建築)口述試験受験準備講習会
- (13) 安全衛生推進者等養成講習
- (14) 農作業安全アドバイザー養成研修
- (15) その他

上記(1)から(4)までの研修会は、東京及び大阪の2箇所で開催する。(5)から(13)については東京で開催する。令和2年度の研修会開催日は、東京オリンピック開催を考慮して(7)から(9)までの研修会は1ヶ月前倒し、(1)から(3)は秋にずらして実施する。

また、上記(5),(6)については、昨年度日本独自のOSHMSの普及推進会議に参加するなどして動向を見定めるため開催を見送ったが、開催希望が多数であることを踏まえて当該研修会を今年度より実施する。

(13)については、第三次産業や郵便業を対象にした講習会を実施する。

更に、上記(14)については、農林水産省では労働災害防止のノウハウを有するコンサルタントを活用して、農作業災害の減少を図ろうとしているが、そのための活動ができ

るアドバイザーを養成するためのものである。

並びに、(15)については令和3年4月1日から選択的に実施できる「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」に合わせた研修を必要に応じて実施する。

2. 調査研究事業

(1) 支部組織の充実活性化

各支部の運営を活性化させるためには、近隣支部との情報交換が大切であるため、令和2年度のブロック会議について、その内容を更に充実させつつ実施する。ブロック会議で本部に対する意見・要望があれば、従来どおりその内容を精査したうえで、本部運営に反映させる。

また、支部長会議についても、受託事業等への取組みや支部決算書の記入方法、更に支部設置規程の運用等これらについて本部との意思疎通や各支部間の情報交換が必要との判断から今年度も開催を検討する。

これら2つの会議は、新型コロナウイルスの感染の収束の見通し次第で開催されることになる。

一方、13次防の6-(7)には業所管官庁との連携強化が打ち出されたことから、各支部が地元労働局としっかり連携することが重要である。各支部は信頼関係構築のもと主体的に、支部・ブロックの地域性を考慮した研修会を局・署の協力を仰ぎながら積極的に開催する。また、この研修会の開催を本部は奨励する。

(2) 労働安全・労働衛生コンサルタント活動の促進

① 「第26回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの活用促進を図る。

② 労働安全衛生コンサルタントの活用のメリットを事業者に理解して頂き、かつ会員の安全衛生診断能力のレベル向上を図るため、引き続き優良安全衛生診断事例を会員から募集するが、近年応募数が少ないことから支部を通じて公募

のあり方を工夫する。

(3) OSHMS への対応

労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格及び JIS Q 45100（日本版労働安全衛生マネジメントシステム）が発行されたことに伴い、昨年7月には国の指針である「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」がこれらに整合させるべく改正されたところである。

これに関連して労働安全衛生面マネジメントシステム評価員制度とシステム監査員制度を継続させるべく準備を進め、HP、名簿等の整備や担当者研修及び監査員研修を実施する。

(4) 必携の改訂

前年度に引き続き必携建設業編編集委員会において改訂作業を行い、改訂版を発行できるようにする。

3. 受託事業等

(1) 厚生労働省委託事業の受託及び適正な実施

厚生労働省委託事業を通じた労働安全衛生への寄与の観点から積極的な受託に努めることとする。しかし、厚生労働省発注の委託事業については、入札価格のみで決定される一般競争入札又は企画提案と入札価格で決まる総合評価方式により行われ、非常に厳しい受注競争となっている。

その結果、受注できた事業についても厳しい事業費を効率的に活用し、新たな工夫で効果的な事業の展開を図らなければならない。

令和元年(2019年)度、厚生労働省の委託事業は、2件の受託ができたが3月中旬で既に受託した令和2年(2020年)度の2件についても、適正に実施する。

その他の事業についても、引き続き機会をとらえて受託に努める。

(2) 補助金事業の適切な実施

エイジフレンドリー補助金事業者として厚生労働省から採択されたので同事

業の補助者として適正な運用に努める。

(3) 行政、各種団体・民間企業からの受託等

① 事業場に対する安全衛生診断は労働安全衛生コンサルタントの本来の業務であり、その活動を推進するため、今年度も行政、各種団体・民間企業からの受託等を目指して、引き続きアプローチを続ける。

また、平成27年(2015年)度より積極的に対応を行ってきた林業・農業分野での事業については、農林水産省、関係機関、関係団体と連携し、会員の業務拡大に繋がるよう努める。

② 地方自治体が実施する「受動喫煙防止対策事業」に関しては、各支部が地方自治体等と連携して信頼関係を構築し乍ら、その専門性を生かして事業を的確に遂行し、以ってコンサルタントの知名度アップに努める。

(4) 支部独自の受託事業等

都道府県、各種団体、民間企業等から委託される労働安全衛生分野の各種事業に積極的に対応する。一方で、13次防にある各課題(例えば石綿の解体問題)に沿った企画書を支部が独自に作成し、都道府県、各種団体、民間企業等にアプローチして、業務の拡大に努める。

支部及び支部会員が独自に事業を展開する際は、本部から支部長あてに発信したコンプライアンス・プログラム関連規程類に沿って実施する。特に個人情報保護に関する誓約書や秘密保持誓約書については、これを正しく運用する。

(5) 知名度アップと業務獲得支援

事業者及び広く国民に本会及び会員の存在を知って貰うには、本部はもちろん各支部において、マスコミに取り上げられる優れた安全衛生活動が重要である。

会員数が多い労働衛生コンサルタントである医師が、一部の地域で昨今の新型コロナウイルス感染防止のため家庭でできる予防策をテレビで実演していたが、これなどはタイムリーな知名度アップの手法である。

支部会員が知恵を出し合って協力しながら新たな業務の獲得し、クライアントが再度依頼したくなる優れた報告・提案が出来るよう努力することが重要で、そのために本部役員も協力する。

更に、建災防、陸災防、港湾災防、林災防などの業種別労働災害防止団体が主催する全国大会参加者向けの資料にコンサルタントPR用パンフレット同封の協力を得て、周知広報に努める。

4. 本部・支部の連携事業等

(1) 新規会員の獲得

新規会員の獲得は本会の今後の運営上最も基本的で、かつ重要な課題である。平成28年3月以来、コンサルタント試験合格者への本会の案内が送付されてきた。また、ホームページ等による入会案内を積極的に行った結果、一定の成果が見られた。

女性が活躍する社会の目指す一環として、会員の身近にいる安全衛生スタッフや医師等にコンサルタント受験を積極的に持ち掛け、合格への支援を行う一方で、若年層(40代・50代)の増加対策が重要であることを鑑み、事業場の安全管理者、衛生管理者、作業環境測定士等にも受験を呼び掛けるとともに、各種の講習会・研修会の講師の機会を捉え受験を呼び掛けるよう、特に会員数の少ない支部は努力が必要である。

本部は、賛助会員の新規加入も目指していくほか、試験合格者への本会周知を継続して実施する。

(2) 情報システムを用いた会員への情報伝達

情報システムのセキュリティ強化を図ると共に、令和2年度も会員専用ホームページを有効に活用し、会員への有用な情報提供に一層努める。業務用クラウドサービス提供に向けた検討を進め、会員情報を常に最新の状態で提供が可能とすることと、会員情報メンテナンス事務局担当者の負担軽減を目指して

いくこととする。

会員及び会員外への情報提供は次の基本的な考え方で実施する。

- ① ホームページの会員専用ページを中心に、より会員に役立つ情報について検討し分かりやすい表現で提供する。
- ② 行政情報をできる限りレスポンス良く、内容の解説付きでホームページに掲載することに一層努め、本会会員等であることにメリットが実感できるようにする。
- ③ 会員以外の者にも役立ち、労働安全衛生コンサルタント活動の理解を得られ、また、受験の契機になるよう情報提供を行う。

(3) 本会の財務状況と改善策

引き続き受託事業の厳しい受注環境の中での事業推進が見込まれるため、収入増と支出の減に取り組み、堅固な財政基盤を維持していく。また、パソコン等情報システムを有効に使ったIT化により、一層のコスト削減を進めるとともに、無駄な支出を無くす。

(4) 一般社団法人としての業務運営の推進

支部設置規程の円滑な運用により、本部・支部間が統一した認識の基に業務運営を推進していく。特に経理事務においては、一般社団法人（共益的活動を目的とする法人である非営利型法人）として適切な会計処理が求められているところであり、本部・支部共に迅速かつ正確な対応を心がける必要がある。

そのためには、昨年に引き続き支部へ本部監査の実施等を行い、本部・支部との情報共有と適切な会計処理の周知を図る。

また、該当支部以外にも水平展開を図ることとし、一般社団法人としての役割を果たす。

5. その他の事業

(1) 生涯研修制度の推進

会員の自己研鑽を目的とし、平成16年にスタートしたこの生涯研修制度は、会員の資質向上とその業務の進歩改善という本会の目的に合致したものであり、外部からの本会に対する要請及び評価の重要なポイントとなっている。

それに応えるため、今後も引き続き生涯研修制度を円滑に推進するとともに会員の生涯研修制度への参加を促すためにも、手続きの迅速化・簡略化を進め、この研修制度参加の意義とメリットの浸透を図る。

(2) 出版事業の展開

① 機関誌は、行政官庁やその分野の専門家等の協力を仰ぎ、法改正や通達等の易しい解説、会員が疑問に思う事項のQ&Aも取り入れ、また、時代に合わせたタイムリーな話題を盛り込みながら引き続き年4回刊行する。

② 令和2年度(2020年)も確実な売り上げが見込める「試験問題集」を出版し、「試験合格への手引き」と合わせて、購入しやすい仕組みや案内によって販売を促進する。

また、昨年度に引き続き、従来の出版活動に加えて、多くの会員が講師を務めている安全衛生推進者養成講習のテキスト編纂を行うとともに、その活用の促進を図る。